

新型コロナウイルス関連情報（第84報）：MD州における規制緩和

●ホーガン MD 州知事は、COVID-19 に係る一部規制の緩和を発表しました。

昨日（3月9日）、メリーランド州のホーガン知事は、ワクチン接種が加速し、COVID-19 に関する健康指標が安定して改善している状況を受け、小売店等での収容人数制限の撤廃を含む一部規制の緩和を発表しました。主な内容は以下のとおりです。

1. 小売店等の収容人数制限撤廃

3月12日午後5時、以下施設における収容人数制限（上限50%）を撤廃。

- ・宗教施設
- ・小売店
- ・パーソナルケア
- ・屋内レクリエーション施設
- ・バー、レストラン ※従来どおり、着席かつ距離を確保した上でのサービス
- ・フィットネスセンター 等

2. 大規模施設の収容人数制限緩和

3月12日午後5時から、屋内・屋外の大規模施設（映画館、コンサート会場、コンベンションセンター、ウェディング会場、屋外エンターテイメント施設、スポーツ観戦施設等）は、上限50%の収容人数制限にて営業可。

3. 成人向けデイケアセンターの再開

3月12日午後5時から、これまで閉鎖されていた全ての成人向けデイケアセンターを再開可。

4. 州外旅行に際する自主隔離要件の撤廃

州外から MD 州に戻る州民や州外からの旅行者を対象とした自主隔離要件は撤廃。不要不急の州外旅行は控えるべきという勧告は引き続き有効。州外旅行から MD 州に戻った際の検査も引き続き推奨される。

◎プレスリリース

<https://governor.maryland.gov/2021/03/09/governor-hogan-announces-lifting-of-capacity-limits-masking-and-distancing-protocols-maintained/>

◎州知事令

- ・収容制限（→III. 参照）

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2021/03/Gatherings-20th-AMENDED-3.9.21.pdf>

- ・成人向けデイケアセンター再開（→X. 参照）

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2021/03/Health-Care-Matters-AMENDED-3.09.21.pdf>

（注）できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

◎領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html